

資料編

1. 計画の策定経過

平成29年度	6月～3月	都市計画マスタープラン(計画素案)の作成
	5月25日	第1回都市計画マスタープラン策定委員会 ・全体構想案の検討
	5月25日～6月15日	庁内各課 全体構想案の検討・確認
	6月28日	第1回地区分科会(4地区合同)
	8月21日	第2回地区分科会(東文間地区)
	8月24日	第2回地区分科会(布川地区)
	8月28日	第2回地区分科会(文間地区)
	8月31日	第2回地区分科会(文地区)
	9月26日	第1回都市計画審議会 ・全体構想案の検討
	10月18日	第3回地区分科会(4地区合同)
	11月6日	第2回都市計画マスタープラン策定委員会 ・計画案の検討
平成30年度	11月6日～11月13日	庁内各課 計画案の検討・確認
	12月4日	第2回都市計画審議会 ・計画案の検討
	12月26日	利根町都市計画マスタープラン調整会議(茨城県) ・計画案の検討
	2月1日～3月4日	パブリックコメント(意見公募) ・意見提出者2名, 意見件数31件
	3月18日	第3回都市計画マスタープラン策定委員会 ・県の関係各課との調整会議の結果について ・パブリックコメントの意見と対応について ・計画案の検討
	3月26日	第3回都市計画審議会 ・県の関係各課との調整会議の結果について ・パブリックコメントの意見と対応について ・利根町都市計画マスタープラン(案)に関する諮問・ 答申について ・町長への答申

2.利根町都市計画マスタープラン策定のための 地区別分科会委員名簿

50音順, 敬称略

	文地域	布川地域
1	猪鹿月 涼 一	大 山 久美子
2	篠 塚 敦	風 間 富 江
3	地 湧 俊 之	杉 野 賢 一
4	中 澤 則 明	関 口 勝 正
5	中 村 晃 子	花 嶋 洋 子
6	中 村 貴 志	古 谷 正 昭
7	奈 良 浩 伸	星 野 忠 義
8	宮 本 忠 夫	山 口 勉
9	六本木 孝	渡 辺 正 明

	文間地域	東文間地域
1	飯 塚 良 介	石 橋 達 夫
2	石 塚 梢	大 関 あけみ
3	笹 哲 朗	坂 本 将 基
4	杉 山 勇 貴	杉 山 利 一
5	地 脇 昭 浩	鈴 木 智 恵 子
6	野 口 晃	田 上 出
7	前 田 三 枝 子	永 井 通 広
8	渡 辺 良 一	増 田 正 雄
9		山 中 智 美



合同地区別分科会

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

3. 都市計画審議会条例

○利根町都市計画審議会条例

昭和44年9月29日

条例第18号

改正 昭和54年6月28日条例第18号

平成19年3月15日条例第10号

平成24年6月15日条例第14号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、利根町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 町議会の議員 3人以内
- (3) 町の職員 3人以内
- (4) 町民 3人以内

2 前項第1号及び第4号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、第3条第1項第1号に規定する者のうちから委員の選挙によりこれを定める。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数を

もって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、幹事において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(平成19年条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第14号)

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

4. 都市計画審議会委員名簿

区分ごと50音順, 敬称略

区分	氏名	職名	備考
学識経験者	新井 邦 弘	商工会会長	会長
//	菊 地 一 郎	農業委員会会長代理	
//	佐 藤 忠 信	教育委員	
//	蓮 沼 均	社会福祉協議会事務局長	平成30年10月11日から
//	※久永大三郎	社会福祉協議会事務局長	※平成30年10月10日まで
町議会議員	大 越 勇 一	厚生文教常任委員	
//	坂 本 啓 次	総務産業建設常任委員長	
//	若 泉 昌 寿	総務産業建設常任委員	
町民(公募)	加 瀬 義 靖		
//	芝 崎 輝 雄		
//	矢 島 敏 洋		

職名は委嘱時現在



都市計画審議会

5.都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

○利根町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成10年4月22日

告示第4号

改正 平成18年3月29日告示第7号

平成19年3月22日告示第10号

平成22年3月17日告示第24号

平成29年9月29日告示第52号

(設置)

第1条 利根町都市計画マスタープランを策定するため、利根町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン策定に関すること。
- (2) その他計画策定についての重要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には都市建設課長、副委員長に企画課長、委員には各課等の長のうちから町長が任命する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会の補助機関としてワーキンググループ(以下「グループ」という。)を置く。

2 グループの代表は、都市建設課の職員のうちから委員長が指定する職員をもって充てる。

3 グループは、各課等の職員のうちから委員長が任命する。

4 グループは、計画策定に係る資料の収集及び計画立案作業にあたり、その結果を委員会に報告する。(資料の提出等の依頼)

第6条 委員会は、計画策定に関し必要と認めたときは、学識経験者、関係行政機関その他関係団体等に対して、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(策定に関する施策の報告等)

第7条 委員長は、策定に関する事務の適正な運営を確保するため計画策定に関する状況、会議、施策の調査研究の経過を町長に報告し必要な方策を講ずるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年告示第7号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第10号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第24号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第52号)

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

6.都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

敬称略

職名	氏名	備考
総務課長	清水 一 男	
企画課長	飯塚 良 一	副委員長
財政課長	武藤 武 治	
税務課長	赤尾津 政 男	
住民課長	金子 三千雄	
福祉課長	大塚 達 治	
子育て支援課長	岡野 成 子	
保健福祉センター所長	狩谷 美弥子	
環境対策課長	大津 善 男	
保険年金課長兼国保診療所事務長	川上 叔 春	
経済課長	大越 直 樹	
都市建設課長	石川 篤	委員長
会計課長	佐藤 宏	
学校教育課長	大越 克 典	
生涯学習課長	野田 文 雄	
指導室長	直井 由 貴	
議会事務局長	六本木 通 男	

職名は委嘱時現在

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

7. 諮問・答申

【諮問】

利都計第46号
平成31年3月18日

利根町都市計画審議会
会長 新井 邦 弘 様

利根町長 佐々木 喜 章

利根町都市計画マスタープラン改定案について（諮問）

利根町都市計画マスタープランを別添のとおり改定するにあたり、利根町都市計画審議会条例第2条第1号の規定により、貴審議会に諮問します。

【答申】

平成31年3月26日

利根町長 佐々木 喜 章 様

利根町都市計画審議会
会長 新 井 邦 弘

利根町都市計画マスタープラン(案)について(答申)

平成31年3月18日付け利都計第46号で諮問のあった利根町都市計画マスタープラン(案)について、本審議会において慎重に審議した結果、この計画は適切であるとの結論に達したので答申します。

なお、町は計画を推進するにあたっては下記事項に配慮されたい。

記

1. この計画の諸施策の実現にあたり、住民ニーズや財政状況等を踏まえながら、優先度等を勘案し、計画的かつ効率的な事業の推進に努められたい。
2. 今後のまちづくりの推進にあたっては、より一層の町民参加と情報公開に努められたい。
3. 社会情勢の変化に対応し、必要に応じて適宜計画の見直しを実施されたい。

利根町
都市計画マスタープラン

発行日：2019年（平成31年）3月

発行：茨城県利根町 編集：都市建設課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841番地1
TEL 0297-68-2211（代表） FAX 0297-68-7900
E-mail toshikei@town.tone.lg.jp



利根町
都市計画マスタープラン